

香山緑地外9施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

香山緑地外9施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

公の施設の名称	香山緑地
	能ヶ谷りす児童公園
	能ヶ谷ポケット公園
	鶴川駅前やすらぎ公園
	鶴川駅前五反田公園
	鶴川駅前みちのべ公園
	鶴川駅前1号緑地
	鶴川駅前2号緑地
	鶴川駅前3号緑地
	鶴川駅前4号緑地
指定管理者となる団体 (共同事業体)	(名称) c o c r e 鶴川共同事業体 (代表団体) 東京都町田市原町田六丁目9番8号4F 株式会社キープ・ウィルダイニング 代表取締役社長 保志 真人 (その他の構成団体) 株式会社富士植木
指定の期間	2025年1月1日から2034年3月31日まで